

業務委託標準仕様書

I. 標準仕様書

1 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、四日市市上下水道局の指示する国道、鉄道軌道を横断する重要管路にセンサーを設置し、毎日の測定データをクラウドサーバへ蓄積保存する。その結果から漏水の判定を行い、データ状況をパソコン等からアクセス可能(可視化)な遠隔漏水監視システムを仕様書に基づき業務委託するものである。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6 公益確保の義務

受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全・環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

1.7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者通知書 (二) 業務計画書 (ホ) 完了届 (ヘ) 写真帳
(ト) 業務委託料請求書等 (チ) 打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者として水道管路施設管理技士2級以上の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。

(2) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない

1.9 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

1.10 審査

(1) 受託者は、業務完了後に委託者の審査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1.12 支払い

委託料の支払い方法は完了払とする。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

第2章 提出図書

1. 提出図書

成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 写真帳 | 1 部 |
| (2) 委託期間の全監視データ | 2 部 |

クラウド型 IoT 遠隔漏水監視業務委託特記仕様書

(四日市市上下水道局)

1 業務名 クラウド型 IoT 遠隔漏水監視業務委託

2 業務内容 市内 10 箇所の重要管路にセンサー 17 基設置し監視を行う。

3 漏水監視場所

No. 1	松原町地内	近鉄名古屋線軌道下
No. 2	富田一丁目及び富田四丁目地内	近鉄名古屋線軌道下
No. 3	霞一丁目地内	霞大橋水管橋
No. 4	大字羽津地内	国道 23 号線横断
No. 5	赤堀一丁目及び赤堀新町地内	あすなろう鉄道軌道下
No. 6	日永東三丁目及び大字六呂見地内	JR 関西本線軌道下
No. 7	馳出町二丁目地内	近鉄名古屋線 馳出跨線橋梁添架
No. 8	大字塩浜地内	国道 25 号線横断
No. 9	大治田三丁目及び河原田町地内	河原田橋水管橋
No.10	小古曽三丁目及び小古曽町地内	あすなろう鉄道軌道下

4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

5 センサー設置及び撤去

- ① センサー設置及び撤去作業は受託者の負担で行うこと。
- ② センサー設置に必要なケーブル等の付属品は仕切弁ボックス内に収納できること。
- ③ 設置したセンサーは委託期間終了後、速やかに撤去すること。

6 漏水検知の機能

- ① 監視管路にある仕切弁にセンサーを設置し測定データの収集を行う。
- ② 測定は水道の使用等に十分考慮し行うこと。
- ③ センサーは金属管路に対して約 150 メートル内の異常を検知する能力を有し、充電不要で一年以上稼働すること。

- ④ センサーの不具合により測定データの収集が不能となった場合は、監督職員に通知し迅速に復旧すること。

7 通信システム及びデータ処理の機能

- ① センサーから通信伝送される測定データは、毎日記録しクラウドサーバへ蓄積管理されるものとする。
- ② センサーの位置情報や最新及び過去の検知結果が監視システムにより、PC等で確認できること
- ③ 漏水を検知した場合、クラウドサーバを経由して委託者の指定するメールアドレスへAM8：30までに通知を行うこと。
- ④ 通信の不具合により検知結果が確認できない場合は、迅速に復旧すること。
- ⑤ 現場状況の変化により正確な検知結果が得られない等の場合は、協議のうえ監督職員の指示する箇所へ変更する。

8 漏水調査

漏水判定がメールで通知された後の漏水調査については委託者で行う。

9 業務報告

- ① 写真帳（センサーの設置及び撤去状況） 1部
- ② 委託期間の全監視データ及び漏水調査の結果データ 2部

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。